

## ○環境省告示第三十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年  
農林水産省  
環境省 令第

二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年四月十七日

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。</p> <p>ヘ〜チ (略)</p> <p>川 川の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。</p> <p>ク・ル</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ〜ト (略)</p> <p>川 トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。</p> <p>ク・ル</p>

三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを用う。

イ〜ハ (略)

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。

ホ (略)

四 (略)

五 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

ニ (略)

ホ 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出するこ

三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを用う。

イ〜ハ (略)

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ホ (略)

四 (略)

五 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

ニ (略)

(新規)

(新規)

とを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

ト 施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

升 (略)

六 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ〜ハ (略)

ニ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に施設の外部に流出するおそれのないこと。

ホ (略)

七・八 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない

(新規)

ホ (略)

六 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ〜ハ (略)

ニ 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

ホ (略)

七・八 (略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない

ない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 *Trichosurus vulpecula* (フクロギツネ) ・ *Erinaceus* 属 (ハリネズミ属) 全種 ・ *Callosciurus erythraeus* (クリハラリス) ・ *Callosciurus finlaysonii* (フィンレインリス) ・ *Pteromys volans* (タイリクモモンガ) のうち *Pteromys volans orii* (エゾモモンガ) 以外のもの ・ *Sciurus carolinensis* (トウブハイイロリス) ・ *Sciurus vulgaris* (キタリス) のうち *Sciurus vulgaris orientis* (エゾリス) 以外のもの及び *Ondatra zibethicus* (マスクラット)
- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等 (*Erinaceus* 属 (ハリネズミ属) 全種以外の種にあつては前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又は移動用施設 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) のいずれかであること。

ロ ホ (略)

- 二 *Macaca cyclopis* (タイワンザル) ・ *Macaca fascicularis* (カニクイザル) 及び *Macaca mulatta* (アカゲザル) 並びに *Macaca cyclopis* (タイワンザル) が *Macaca fuscata* (ニホンザル) と交雑することにより生じた生物及び *Macaca mulatta* (アカゲザル) が *Macaca fuscata* (ニホンザル) と交雑する

ない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 *Trichosurus vulpecula* (フクロギツネ) ・ *Erinaceus* 属 (ハリネズミ属) 全種 ・ *Callosciurus erythraeus* (クリハラリス) ・ *Callosciurus finlaysonii* (フィンレインリス) ・ *Pteromys volans* (タイリクモモンガ) のうち *Pteromys volans orii* (エゾモモンガ) 以外のもの ・ *Sciurus carolinensis* (トウブハイイロリス) ・ *Sciurus vulgaris* (キタリス) のうち *Sciurus vulgaris orientis* (エゾリス) 以外のもの及び *Ondatra zibethicus* (マスクラット)
- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等 又は移動用施設 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) のいずれかであること。

ロ ホ (略)

- 二 *Macaca cyclopis* (タイワンザル) ・ *Macaca fascicularis* (カニクイザル) 及び *Macaca mulatta* (アカゲザル) 並びに *Macaca cyclopis* (タイワンザル) が *Macaca fuscata* (ニホンザル) と交雑することにより生じた生物及び *Macaca mulatta* (アカゲザル) が *Macaca fuscata* (ニホンザル) と交雑する

ことにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等（前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）

又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロゝホ（略）

三（略）

四 *Axis* 属（アキンスジカ属）全種、*Cervus* 属（シカ属）に属する種のうち *Cervus nippon centralis*（ホンシユウジカ）、

*Cervus nippon keramae*（ケラマジカ）、*Cervus nippon mageshima*（マゲシカ）、*Cervus nippon nippon*（キュウシユウジカ）、*Cervus nippon pulchellus*（ツツマジカ）、

*Cervus nippon yakushimae*（ヤクシカ）及び *Cervus nippon yesoensis*（エンシカ）以外のもの、*Dama* 属（ダマシカ属）全種並びに *Elaphurus davidianus*（シフソウ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等（前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）

又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロゝホ（略）

五〇七（略）

八 *Trachemys scripta*（アカミミガメ）

ことにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロゝホ（略）

三（略）

四 *Axis* 属（アキンスジカ属）全種、*Cervus* 属（シカ属）に属する種のうち *Cervus nippon centralis*（ホンシユウジカ）、

*Cervus nippon keramae*（ケラマジカ）、*Cervus nippon mageshima*（マゲシカ）、*Cervus nippon nippon*（キュウシユウジカ）、*Cervus nippon pulchellus*（ツツマジカ）、

*Cervus nippon yakushimae*（ヤクシカ）及び *Cervus nippon yesoensis*（エンシカ）以外のもの、*Dama* 属（ダマシカ属）全種並びに *Elaphurus davidianus*（シフソウ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロゝホ（略）

五〇七（略）

（新規）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。

(1) おり型又は網室型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(新規)

(新規)

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体（

(新規)

以下イにおいて「当該個体」という。）の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室

(新規)

型の施設にあつては網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることのできないものであること。

(iii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

(新規)

(iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(新規)

(2) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(新規)

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(新規)

(ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分

(新規)

な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体を通り抜けることができないものであること。

(v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。

(vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

(viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(3) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)



- 
- (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (4) 水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有しており、かつ、十分な高さを有する場合であつて、管理者がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に常置する場合においては、この限りでない。
- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (5) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- 
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)

---

(i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(新規)

(ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(新規)

(iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(新規)

(iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(新規)

(v) 施設の周囲に柵等を設置する場合には、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体を通り抜けることができないものであること。

(新規)

(vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(新規)

(vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有している

(新規)

イロ。

ロ 飼養等の許可の有効期間 学術研究、展示、教育又は生業

(新規)

の維持を目的とした飼養等をするものについては、五年間とし、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとする。

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

(新規)

ならない期間 学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合には、当該増加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該減少した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることとを条件として付する場合にあっては、この限りでない。

- 
- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
- (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
- (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
- (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
- (i) 特定外来生物の種類
- (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
- (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1) (i) から(ii)までに掲げる事項
- 
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)

ニ 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 生業の維持の目的で飼養等をする者にあつては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

九 (略)

十 *Japalura swinhonis* (スウインホーキノボリトカゲ)、  
*Anolis allogus* (アノリス・アルログス)、*Anolis alutaceus* (アノリス・アルタケウス)、*Anolis angusticeps* (アノリス・アングステイケプス)、*Anolis carolinensis* (グリーンアノール)、*Anolis equestris* (ナイトアノール)、*Anolis garmani* (ガーマンアノール)、*Anolis homolechis* (アノリス・ホモレキス) 及び *Anolis sagrei* (ブラウンアノール)  
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)

(新規)

(新規)

八 (略)

九 *Japalura swinhonis* (スウインホーキノボリトカゲ)、  
*Anolis allogus* (アノリス・アルログス)、*Anolis alutaceus* (アノリス・アルタケウス)、*Anolis angusticeps* (アノリス・アングステイケプス)、*Anolis carolinensis* (グリーンアノール)、*Anolis equestris* (ナイトアノール)、*Anolis garmani* (ガーマンアノール)、*Anolis homolechis* (アノリス・ホモレキス) 及び *Anolis sagrei* (ブラウンアノール)  
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロゝホ (略)

十一 *Boiga cyanea* (ニドリオオガシラ) ‘ *Boiga cynodon* (イヌバオオガシラ) ‘ *Boiga dendrophila* (マングローブヘビ) ‘ *Boiga irregularis* (ワナニオオガシラ) ‘ *Boiga nigriceps* (ボウシオオガシラ) ‘ *Elaphe taeniura friesi* (タイワンスジオ) 及び *Protobothrops mucrosquamatus* (タイワンハブ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロゝホ (略)

十二・十三 (略)

十四 *Ictalurus punctatus* (チャネルキャットフィッシュ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は網いけす型施設のいずれかであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。

ロゝホ (略)

十五 (略)

十六 ガー科全種 ‘ *Gambusia affinis* (カダヤシ) ‘ *Morone*

ロゝホ (略)

十 *Boiga cyanea* (ニドリオオガシラ) ‘ *Boiga cynodon* (イヌバオオガシラ) ‘ *Boiga dendrophila* (マングローブヘビ) ‘ *Boiga irregularis* (ワナニオオガシラ) ‘ *Boiga nigriceps* (ボウシオオガシラ) ‘ *Elaphe taeniura friesi* (タイワンスジオ) 及び *Protobothrops mucrosquamatus* (タイワンハブ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロゝホ (略)

十一・十二 (略)

十三 *Ictalurus punctatus* (チャネルキャットフィッシュ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。

ロゝホ (略)

十四 (略)

十五 ガー科全種 ‘ *Gambusia affinis* (カダヤシ) ‘ *Morone*

*chrysops* (ホワイトトバス) 及び *Morone saxatilis* (ストライプトバス) 並びにガール科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物及び *Morone chrysops* (ホワイトトバス) が *Morone saxatilis* (ストライプトバス) と交雑することにより生じた生物 (それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロゝホ (略)

十七 *Hestina assimilis* (アカボシゴマダラ) のうち *Hestina assimilis shirakii* (アカボシゴマダラ奄美亜種) 以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。 ) 又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。 ) のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発

*chrysops* (ホワイトトバス) 及び *Morone saxatilis* (ストライプトバス) 並びにガール科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物及び *Morone chrysops* (ホワイトトバス) が *Morone saxatilis* (ストライプトバス) と交雑することにより生じた生物 (それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ロゝホ (略)

十六 きよくとうさそり科全種

イゝホ (略)

生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入りを閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

十八 *Aromia bungii* (クビアカツヤカミキリ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)(のいずれかであること。

十七 *Atrax* 属 (アトラクス属) 全種、*Hadronyche* 属 (ハドロ

ニユケ属) 全種、*Loxosceles gaucho* (ロクソスケレス・ガウコ)、*Loxosceles laeta* (ロクソスケレス・ラエタ)、*Loxosceles reclusa* (ロクソスケレス・レクルサ)、*Latrodectus* 属 (ゴケグモ属) に属する種のうち *Latrodectus elegans* (アカオビゴケグモ) 以外のもの



ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に

イホ (略)

提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

十九 *Neolucanus angulatus* (アングラートウスマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus baladeva* (バラデバマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus giganteus* (ギガンテウスマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus katsuraorum* (カツラマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus maedai* (マエダマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus maximus* (マキシムスマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus perarmatus* (ペラルマトウスマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus saundersii* (サンダースマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus tanakai* (タナカマルバネクワガタ) 、  
*Neolucanus waterhousei* (ウォーターハウスマルバネクワガタ) 、  
*Cheirotonus* 属 (テナガゴガネ属) に属する種のうち  
*Cheirotonus jambar* (ヤンバルテナガゴガネ) 以外のもの、

(新規)

*Euchirus* 属(クモテナガコガネ属) 全種、*Propomacrus* 属(

ヒメテナガコガネ属) 全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十 Bombus terrestris (セイヨウオオマルハナバチ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体に係る巣箱の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別

措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、

特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する袋に入れること等の適切

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

② 飼養等をしないこととした場合は、個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分するもの。

(新規)

二十一 *Lepisiota frauenfeldi* (ハヤトゲフシアリ)、

(新規)

*Linepithema humile* (アルゼンチンアリ)、 *Solenopsis*

*geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種、

*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスマ種群) 全種、 *Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・ト

ウリデンス種群) 全種、 *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 全種及び *Wasmannia auropunctata*

(コカミアリ) 並びに *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、 *Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノ

プスイス・サエヴィスマ種群)、 *Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トウリデンス種群) 及び *Solenopsis virulens*

種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する種が *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)

、 *Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスマ種群)、 *Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トウ

リデンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する他の種と交雑することにより

生じた生物 (その生物の子孫を含む。)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

（新規）

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

（新規）

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

（新規）

(1) 特定外来生物の種類

（新規）

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

（新規）

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

（新規）

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別

（新規）

措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トゥリデンス種群) 全種、*Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 全種及び *Wasmannia auropunctata* (コカミアリ) 並びに *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス

(新規)

(新規)

(新規)



・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トウリデンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する種が *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トウリデンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する他の種と交雑することにより生じた生物 (その生物の子孫を含む。) の飼養等をすることを禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十二 *Vespa velutina* (ツマアカスズメバチ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等 (前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設 (前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、又は水槽型施設等 (前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。) のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間  
ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

---

ばならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十三・二十四 (略)

二十五 *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。

(1) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体（以下イにおいて「当該個体」という。）の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

(ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。

(iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体を通り抜けることができないものであること。

十八・十九 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

- 
- (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
  - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
  - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
  - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
  - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (3) 水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃に
- 
- (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
  - (新規)
-

---

より容易に損壊しないものであること。

(ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であつて、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。

(iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

(iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(4) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(新規)

(v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体を通り抜けることができないものであること。

(新規)

(vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(新規)

(vii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(新規)

ロ 飼養等の許可の有効期間 学術研究、展示、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものについては、三年間とし、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとする。

(新規)

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

(新規)

ばならない期間 学術研究、展示又は教育を目的とした飼養等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、当該増加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該減少した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合にあっては、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 生業の維持の目的で飼養等

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

をする者にあつては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

二十六 (略)

二十七 きょくとうさそり科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

(新規)

二十 (略)

二十一 *Hestina assimilis* (アカボシゴマダラ) のうち  
*Hestina assimilis shirakii* (アカボシゴマダラ奄美亜種) 以外のもの  
イ〜ホ (略)



ニ 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

二十八 *Atrax* 属 (アトラクス属) 全種、*Hadronyche* 属 (ハドロニユケ属) 全種、*Loxosceles gauchoi* (ロクソスケレス・ガウコ)、*Loxosceles laeta* (ロクソスケレス・ラエタ)、

二十二 *Aromia bungii* (クビアカツヤカミキリ)  
イ〜ホ (略)

---

*Loxosceles reclusa* (ロクソスケレス・レクルサ)、  
*Latrodectus* 属(ゴケグモ属)に属する種のうち *Latrodectus*  
*elegans* (アカオビゴケグモ) 以外のもの

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、

---

特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

(削除)

二十三 *Neolucanus angulatus* (アングラートウスマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus baladeva* (バラデバマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus giganteus* (ギガンテウスマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus katsuraorum* (カツラマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus maedai* (マエダマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus maximus* (マキシムスマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus perarmatus* (ペラルマトウスマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus saundersii* (サンダースマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus tanakai* (タナカマルバネクワガタ) 、 *Neolucanus waterhousei* (ウォーターハウスマルバネクワガタ) 、 *Cheirtonus* 属 (テナガコガネ属) に属する種のうち

*Cheilotonus jambar* (ヤンバルテナガコガネ) 以外のもの、  
*Euchirus* 属 (クモテナガコガネ属) 全種、*Propomacrus* 属 (ヒメテナガコガネ属) 全種

イ〜ホ (略)

二十四 *Bombus terrestris* (セイヨウオオマルハナバチ)

イ〜ホ (略)

二十五 *Lepisiota frauenfeldi* (ハヤトゲフシアリ)、

*Linepithema humile* (アルゼンチンアリ)、*Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トリデンス種群) 全種、*Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 全種及び *Wasmannia auropunctata* (コカミアリ) 並びに *Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トリデンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) に属する種が  
*Solenopsis geminata* 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群)、*Solenopsis saevissima* 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群)、*Solenopsis tridens* 種群 (ソレノプスイス・トリデンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・ヴィルレンス種群) 及び *Solenopsis virulens* 種群 (ソレノプスイス・

(削除)

二十九 (略)

三十 *Alternanthera philoxeroides* (ナガエツルノゲイトウ) 、  
*Hydrocotyle ranunculoides* (ブラジルチドメグサ) 、 *Pistia*  
*stratiotes* (ボタンウキクサ) 、 *Azolla cristata* (アヅルラ・ク  
リスタタ) 、 *Gymnocoronis spilanthoides* (ニズヒマワリ) 、  
*Myriophyllum aquaticum* (オオフサモ) 、 *Utricularia cf.*  
*platensis* (エフクレタヌキモ) 、 *Utricularia inflata* (ウトウ  
リクラリア・インフラタ) 、 *Utricularia platensis* (ウトウ  
リクラリア・プラテンシス) 及び *Ludwigia grandiflora* (ルド  
ウイギア・グランディフロラ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハ  
に掲げる要件を満たさない施設を含む。) 、 水槽型施設等(前  
条第四号ロ、ハ及びニに掲げる要件を満たさない施設を含む。  
又又は人工池沼型施設等(前条第五号ニからトまでに掲  
げる要件を満たさない施設を含む。))のいずれかであるこ  
と。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のた  
めに飼養等をする場合にあつては、移動用施設(前条第三号

ス・ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することにより  
生じた生物(その生物の子孫を含む。)

イホ (略)

二十六 *Vespa velutina* (ツマアカスズメバチ)

イホ (略)

二十七 (略)

二十八 *Alternanthera philoxeroides* (ナガエツルノゲイトウ  
) 、 *Hydrocotyle ranunculoides* (ブラジルチドメグサ) 、  
*Pistia stratiotes* (ボタンウキクサ) 、 *Azolla cristata* (アヅル  
ラ・クリスタタ) 、 *Gymnocoronis spilanthoides* (ニズヒマワ  
リ) 、 *Myriophyllum aquaticum* (オオフサモ) 、 *Utricularia*  
*cf. platensis* (エフクレタヌキモ) 、 *Utricularia inflata* (ウト  
ウリクラリア・インフラタ) 、 *Utricularia platensis* (ウトウ  
リクラリア・プラテンシス) 及び *Ludwigia grandiflora* (ル  
ドウイギア・グランディフロラ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハ  
に掲げる要件を満たさない施設を含む。) 、 水槽型施設等(前  
条第四号ロ、ハ及びニに掲げる要件を満たさない施設を含む。  
又又は人工池沼型施設等(前条第五号ニに掲げる要件を  
満たさない施設を含む。))のいずれかであること。ただし、  
指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等を  
する場合にあつては、移動用施設(前条第三号ハに掲げる要

ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等に限る。

ロ、ホ（略）

三十一・三十二（略）

件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等に限る。

ロ、ホ（略）

二十九・三十（略）

## 附 則

この告示の施行の際現に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第五条第一項の許可を受けている飼養等に係る特定飼養等施設の基準については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、この告示による改正後の環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件第一条第二号ホ及びリ、第五号ハ、ホからトまで、第六号ニ並びに第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。